

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第6条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定に基づき、定期評価における評語の付与等の特例について次のように定める。

令和3年9月10日

内閣総理大臣 菅 義偉

#### 定期評価における評語の付与等の特例について

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「令」という。）第6条第2項ただし書の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める能力評価に係る評価項目は、「標準職務遂行能力について」（平成21年3月6日内閣総理大臣決定）において掲げられている標準職務遂行能力のうち、倫理の能力評価に係る評価項目とし、当該評価項目の個別評語の段階の数は、3とする。令第6条第3項ただし書の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める段階は、中位以上の段階とする。

#### 附 則

この決定は、令和4年10月1日から施行する。